

平成 21 年度習志野市市民参加型補助金募集要項

1 事業の目的

市民団体が自主・自発的に行う、習志野市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、経費の一部を習志野市（以下、「市」という。）が補助することにより、市に「新たな支え合い」の担い手を多数創出して、地域の公共サービスを豊かに展開していくことを目的とします。

2 事業の概要

市民団体が企画・提案する事業を募集し、その中から補助事業として採択された事業に対して、市が補助金を交付します。

3 事業の要件

- (1) 市内で実施される事業であること。
- (2) 事業の公共性や効果が認められること。
- (3) 行政と市民との協働化社会の構築に向けての役割分担の中で、必要と認められる事業であること。
- (4) 同一事業について、市の財源による他の補助金等を受けていないこと。また、過去において同一事業の補助金を受けたことがないこと。
- (5) 事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確であること。
- (6) 補助対象経費が 10 万円以上であること。
- (7) 平成 22 年 3 月 31 日までに完了する事業であること。

4 応募資格

- (1) 習志野市内に事務所を有し、提案した事業を市内で実施できる正会員 5 人以上の市民団体であること。
- (2) 定款（規約、会則等）を有し、会計処理が適正に行なわれている団体であること。
ただし、新設の団体にあつては、このことが見込まれること。
- (3) 以下に掲げるものに該当しない団体であること。
 - ア 営利を目的とする事業及び団体
 - イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - エ 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

- カ 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 1477 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- キ その他市長が不相当と認めるもの

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、1 件 50 万円を限度とし、次の（1）か（2）のいずれか低い額とします。

- （1）補助対象経費の総額（直接必要な経費から備品等の取得に関する経費、食糧費等を除いた額）の 2 分の 1 以内とする額で、応募団体が必要とする額
- （2）補助対象経費の総額から補助対象事業に対する収入（入場料、売上金など）を差し引いた額

6 応募方法

（1）応募期間

平成 21 年 5 月 1 日（金曜）～平成 21 年 6 月 10 日（水曜）必着

（2）応募方法

以下の書類を持参又は郵送（簡易書留）してください。

※申請書類等は市民協働推進課で配布するほか、市ホームページからダウンロード可能です。

ア 市民参加型補助金交付申込書（様式第 1 号） 1 部

イ 実施団体概要 1 部

ウ 事業企画書 1 部

エ 事業収支計画書 1 部

オ 希望補助額の計算表 1 部

カ 会員名簿（任意様式） 1 部

キ 定款、規約、会則、又はこれに代わるもの（任意様式） 1 部

ク 前年度の団体収支（決算）報告書（任意様式） 1 部

ケ その他事業の参考資料（団体のパンフレット等） 9 部

※受付後、申込書（様式第 1 号）の写しのみお返しします。その他の書類は返却しません。

（3）提出先

【持参する場合】

企画政策部 市民協働推進課（サンロード津田沼 5 階）

電話：047-451-1151 内線 444

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時（土曜、日曜、祝日を除く）

【郵送する場合】

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号

習志野市役所 企画政策部 市民協働推進課

7 審査方法

(1) 一次審査

市民協働推進課において、団体要件及び事業要件を審査します。

応募があった事業の協働事業への発展性、実現性、将来性などについて関係各課へ照会します。

(2) 二次審査

習志野市市民参加型補助金審査委員会（第三者機関）が、企画書及び公開プレゼンテーションにより総合的に審査し、審査結果を受け、予算の範囲内で決定します。

※公開プレゼンテーション用に資料を用意する場合は、平成 21 年 6 月 22 日（月曜）までに資料を市民協働推進課へ 9 部提出してください。

8 審査基準

二次審査に当たっては次のような視点を持って評価します。

- (1) 市民のニーズに合っているか
- (2) 行政の提供する公共サービスを補完するものであるか
- (3) 事業内容が先駆的なものか
- (4) 事業が他に波及するものか
- (5) 習志野市らしさ、地域らしさが発揮されているか
- (6) 将来的に行政と協働する余地があるか

また、評価項目及び配点は次の通りとします。（100 点満点）

公益性 (30 点)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の内容が公益性、社会的必要性があり、市民ニーズに合っているか・ 行政の提供する公共サービスを補完するものであるか
発展性 (20 点)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の発展が見込まれるか、団体の自立を促すものであるか・ 他の市民や団体への波及効果があるか・ 将来的に行政と協働する余地があるか
先駆性 (10 点)	<ul style="list-style-type: none">・ 新たな取り組み、新たな視点、発想の企画・提案か・ 地域が抱える課題を解決する取り組みか
費用対効果 (20 点)	<ul style="list-style-type: none">・ 費用と事業内容のバランスが取れているか・ 費用に対して事業の効果は妥当か
事業内容 (20 点)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画（予算、スケジュール、事業規模）、事業実施方法は妥当か・ 習志野市の歴史、文化、自然、社会基盤等を活かすものであるか

9 選考結果

審査の結果を市民参加型補助金交付対象事業選考結果通知書（様式第 2 号）により応募団体へ通知します。

10 概算払い

概算払いを希望する市民団体は市民参加型補助金概算交付申請書（様式第 3 号）により市長へ申請することができます。市長は市民参加型補助金概算交付決定通知書（様式第 4 号）により市民団体へ通知し、市民団体は市民参加型補助金概算交付請求書（様式第 6 号）により概算請求することになります。

11 中間報告

補助事業が採択された市民団体は、補助事業の遂行の状況に関し市から報告を求められた時は、報告書を提出することになります。

12 実績報告

補助事業が採択された市民団体は、事業完了後 30 日以内に以下の書類を提出（持参又は郵送（簡易書留））してください。

- ア 市民参加型補助金実績報告書（様式第 10 号） 1 部
- イ 補助事業実績報告書 1 部
- ウ 補助事業収支決算書 1 部
- エ 精算書 1 部
- オ 自己評価書 1 部

※実績報告書の写しを内容確認後お返しします。添付書類（イ～オ）については、提出前に控えを作成し、保管してください。

実績報告書を市民団体が提出後、市長はその内容を審査し、その内容が適正と認められるときは、補助金の額を確定し、市民参加型補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）により市民団体へ通知します。

補助金の概算交付を受けていない市民団体が事業終了後に補助金の交付を請求するときは、市民参加型補助金交付請求書（様式第 12 号）を市長へ提出することとなります。

市民団体は、精算残金があるときは、速やかにこれを返還しなければなりません。

市が実績報告会等を開催する場合、補助事業が採択された市民団体は、その事業の成果を公表しなければなりません。

13 遡及措置

平成 21 年 4 月 1 日から補助事業が採択されるまでの間に完了した事業であっても申請することができます。この場合、採択後速やかに実績報告書を提出することになります。

14 その他

- (1) 応募等に要する費用は応募団体の負担となります。
- (2) 受付時にお返しするものを除き、応募書類等は返却しません。
- (3) 募集及び実績報告等の書類は、原則公開とします。
- (4) 同一事業に対して交付回数は 3 回（3 年間）を限度とします。

これは一度採択された事業について 3 回の交付を約束するものではなく、毎年度申請に基づく審査により決定します。

「市民参加型補助金」応募から実績報告会までの日程

平成 21 年 4 月上旬	市内各団体へ補助金についての広報・案内 (ホームページ、広報習志野等)
平成 21 年 4 月 15 日 (水) ~	申請書類の配布
平成 21 年 4 月 18 日 (土)	市民参加型補助金説明会 (併せて平成 20 年度市民参加型補助金実績報告会を実施)
平成 21 年 5 月 1 日 (金) ~ 6 月 10 日 (水)	申請の受付
平成 21 年 6 月下旬	1 次審査の結果の通知 (併せて 2 次審査の日程を通知)
	関係各課へ提案事業についてのヒアリング
平成 21 年 6 月 27 日 (土) ~ 6 月 28 日 (日)	2 次審査 (公開プレゼンテーション) の実施 <u>公開プレゼンテーション用に資料を用意する場合は、6 月 22 日 (月曜) までに資料を市民協働推進課へ 9 部提出</u>
平成 21 年 7 月中旬	2 次審査の結果の通知
平成 21 年 7 月中旬~	概算交付申請書の提出 (補助金の概算払いを希望する団体のみ)
平成 21 年 10 月~ 平成 22 年 3 月	中間報告 (補助事業の遂行の状況に関し、市から報告を求められた場合)
事業完了後 30 日以内または 平成 22 年 3 月 31 日 (水) まで	実績報告書の提出
平成 22 年 4 月中旬頃 (予定)	実績報告会の実施